

日本人学生向け

令和2年7月6日

学生各位

富山大学学務部学生支援課

「学生支援緊急給付金」の申請について（第2回）

給付を希望する場合は、下記により手続きしてください。

なお、申請に際しては、次ページの【注意事項】を熟読のうえ、手続きすること。

<注意>

- ・第1回の申請者は、改めて申請する必要がありません。
- ・第1回の申請のうち、審査の結果、推薦枠に入らなかったものは、第2回の選考対象となります。
- ・第1回の申請期限後に申請のあったものは、第2回の申請として取り扱います。

記

【申請の流れ】

1. 事前準備

「申請の手引き」を熟読し、「**5.支給対象者の要件（基準）**（P5）」を満たすことを確認のうえ、「**3.支給要件を満たすことを証明する書類**（P7）」を準備してください。

2. 申請

(1) 申請方法

本学では、文部科学省が提供するスマートフォン等（LINE）を活用した申請システムによる申請を原則とします。

申請者用のURLは、「本学学務情報（ヘルプ）システムに掲示」及び「本学が付与したメールアドレス宛に電子メール（Active! mail）」で別途案内します。

なお、スマートフォン等（LINE）を使用できない場合には、【問い合わせ先】までメールにてご相談ください。

《学生向け案内動画》：「**学生支援緊急給付金**」のLINEでの申請

<https://youtu.be/I1n5tiDzQx4>

(2) 申請期限

~~〔第1回〕令和2年6月11日（木）24時まで~~ 受付終了

〔第2回〕令和2年7月20日（月）正午まで

（※申請期限以降の申請は、審査対象としないので十分注意してください。）

3. 審査方法

本学において申請内容を審査し、日本学生支援機構に推薦します。

ただし、各大学に配分される推薦枠に限度があるため、申請要件を満たしていても給付されない場合があります。

4. 支給

振込先情報に記入した登録口座に、日本学生支援機構から給付金が振り込まれます。

なお、支給決定者への通知は行いません。振込をもって支給決定となります。

【注意事項】

1. 虚偽申告

申請内容に虚偽があった場合は、給付金の返金を求めることがあります。

(複数の大学に在学する場合は、いずれか一つの大学で申請してください。)

2. 支給要件を満たすことを証明する書類

申請は、原則、LINE を利用した申請システムを使用します。

アルバイトの給与明細や非課税証明書などの必要書類は、LINE を通じてアップロードしてもらいます。

3. 住民税非課税世帯の証明

住民税非課税世帯に該当する申請者は、申請入力の際、「**審査に当たっての申し送り事項**」の項目に、必ず「**住民税非課税**」と入力するとともに、**生計維持者(原則、父母)分の「住民税非課税証明書」を提出(アップロード)**してください。

※「住民税非課税証明書」は、申請時点で入手可能な最新のものを提出してください(令和元年度または令和2年度分)。>

ただし、高等教育の修学支援新制度(支援区分I)に採用されている者(「申請の手引き」に記載の「支給対象者の要件」⑥の1に該当する者)は、住民税非課税証明書の提出は不要です(ただし、「審査に当たっての申し送り事項」の項目には、必ず「住民税非課税」と入力してください)。

「住民税非課税」の入力がない場合や「住民税非課税証明書」の添付がない場合及び不足がある場合は、入力内容及び実態に関わらず課税世帯(給付額10万円)として取り扱います。

<住民税非課税世帯の定義>

申請者及び生計維持者(原則、父母)の市町村民税所得割が非課税であること
※大学院学生であっても、社会人学生など学生本人が生計維持者である場合を除き、父母等の課税状況も含め課税・非課税を判断します。

※住民税は前年の収入に対して課される税金ですから、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で失業等して現在無収入であっても、前年度に住民税課税所得のある世帯は住民税非課税世帯に該当しません。

4. ひとり親世帯、多子世帯の申し立てについて

ひとり親世帯及び多子世帯に該当する学生は、申請入力の際、「**審査に当たっての申し送り事項**」の項目に、必ず以下の文字列を入力してください。

- ・ ひとり親かつ多子世帯:「**ひとり親かつ多子**」と入力
- ・ ひとり親世帯:「**ひとり親**」と入力
- ・ 多子世帯:「**多子**」と入力

※これらの文字列の入力がない場合、ひとり親・多子世帯でないものとして取り扱いますので、注意してください。

<ひとり親世帯の定義>

- ・ 母又は父のどちらかと学生本人の世帯
- ・ 母又は父のどちらかと学生本人及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ・ 学生のみ(単なる一人暮らしでなく、両親死亡・絶縁等による)
- ・ 祖父母と学生本人の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と学生本人の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と学生本人及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

<多子世帯の定義>

- ・ 子供(18歳未満の者又は就学者)が学生本人を含め3人以上の世帯

【問い合わせ先】学務部学生支援課 (kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp)